

# 奈良市通学路安全推進協議会

令和6年7月  
交通安全分科会  
防犯分科会



## 奈良市通学路安全推進協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生し、平成30年には新潟市において下校中の児童が殺害された事件が発生したことを受けて、交通安全及び防犯面において関係機関の連携体制を構築し、登下校時の児童生徒の安全確保に向けた取組を行うため、奈良市通学路安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に次のとおり分科会を設置し、定める事項について協議する。

(1) 交通安全分科会 通学路交通安全プログラムに関する事項

(2) 防犯分科会 登下校防犯プランに関する事項

(組織)

第2条 協議会は、関係機関の連携を図るため、以下の構成メンバーで組織する。

(1) 交通安全分科会

①教育関係

- ・奈良市教育部（教育総務課、学校教育課）
- ・市小学校長会代表
- ・市中学校長会代表
- ・市PTA連合会代表

②道路管理者

- ・国土交通省奈良国道事務所
- ・奈良県奈良土木事務所
- ・奈良市建設部（道路建設課、道路維持課）

③交通安全関係

- ・奈良警察署（交通第一課）
- ・奈良西警察署（交通課）
- ・天理警察署（交通課）
- ・奈良市危機管理課

④関係団体等

- ・自治連合会代表

(2) 防犯分科会

①教育関係

- ・奈良市教育部（いじめ防止生徒指導課、保健給食課、地域教育課、学校教育課）
- ・市小学校長会代表
- ・市中学校長会代表
- ・市PTA連合会代表

②防犯関係

- ・奈良警察署（生活安全課）
- ・奈良西警察署（生活安全課）
- ・天理警察署（生活安全課）
- ・奈良市危機管理課

③関係団体等

- ・自治連合会代表
- ・奈良市少年指導協議会代表

2 メンバーが公職にあることにより構成された場合は、その職を退いたときにメンバーの職を失うものとする。

(協議会の議長)

第3条 協議会に議長を1人置き、議長は奈良市教育部長とする。

2 議長は協議会を総括し、代表する。

3 議長は各分科会で会議を開催した時は、その結果について報告を受けるものとする。  
なお、会議結果については、議長より市長、教育長へ報告するものとする。

(分科会の分科会長)

第4条 分科会ごとに分科会長を1人置き、分科会長は交通安全分科会においては教育総務課長、防犯分科会においてはいじめ防止生徒指導課長とする。

2 分科会長は各分科会を総括し、代表する。

(協議会の会議)

第5条 協議会は、議長が招集する。

2 協議会は、構成メンバーの過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会の会議)

第6条 前条は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庶務は、奈良市通学路安全推進協議会及び交通安全分科会については奈良市教育部教育総務課において処理する。防犯分科会については奈良市教育部いじめ防止生徒指導課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、議長が定める。分科会の運営その他必要な事項については、各分科会長が定める。

附 則

この要項は、平成26年11月20日から施行する。

この要項は、平成28年5月12日から一部改正する。

この要項は、令和元年5月10日から一部改正する。

この要領は、令和3年9月1日から一部改正する。

この要領は、令和4年3月1日から一部改正する。

この要領は、令和5年1月26日から一部改正する。

この要領は、令和6年7月11日から一部改正する。

## 交通安全分科会

### 1. 奈良市通学路安全推進協議会（交通安全分科会）及び奈良市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行い、関係機関の連携を図るため「奈良市通学路安全推進協議会」を設置し、「奈良市通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムに基づき関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

### 2. 奈良市通学路安全推進協議会（交通安全分科会）構成メンバー

#### 教育関係

- ・奈良市教育部（教育総務課、学校教育課）
- ・市小中学校長会代表
- ・市PTA連合会代表

#### 道路管理者

- ・国土交通省奈良国道事務所
- ・奈良県奈良土木事務所
- ・奈良市建設部（道路建設課、道路維持課）

#### 交通安全関係

- ・奈良警察署（交通第一課）
- ・奈良西警察署（交通課）
- ・天理警察署（交通課）
- ・奈良市危機管理課

#### 関係団体等

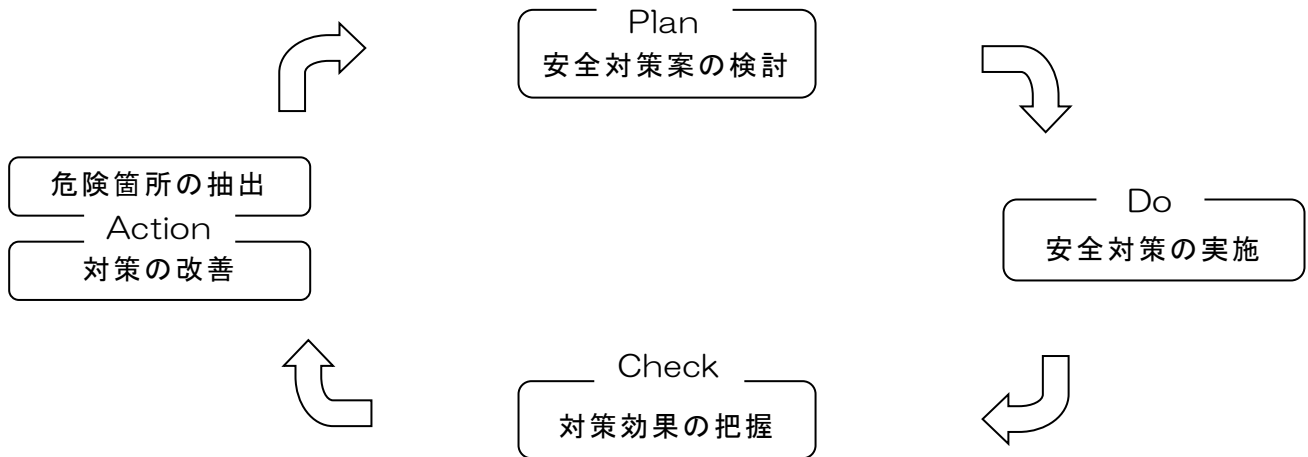
- ・奈良市自治連合会代表

### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保のためのPDCAサイクル]



#### (2) 危険箇所の抽出

全ての通学路について学校教職員、PTA役員、保護者等を含めた学校関係者（以下「学校関係者」という。）により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出及び危険度・緊急度について、下記の危険・緊急区分に基づいて分類案を作成し、事務局へ提出します。

#### 危険・緊急度の区分について

危険・緊急度	度合いの区分	具体的事象
A	緊急に対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・ドライバー等が危険認識をし、注意していても事故の発生が予想される箇所</li> <li>・調査時までには事故が発生した箇所など</li> </ul>
B	速やかに対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・ドライバー等の危険認識が欠如した場合に事故発生が予想される箇所</li> <li>・通学時、『ヒヤリ』と感じた箇所など</li> </ul>
C	児童生徒の安全のために必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の危険性は高くないが、改善の必要があると判断される箇所</li> <li>・調査時までには事故や『ヒヤリ』は発生していないが、事故の可能性のある箇所など</li> </ul>

(3) 奈良市通学路安全推進協議会（交通安全分科会）

各学校から提出された危険箇所の調査報告は、事務局で取りまとめ、奈良市通学路安全推進協議会（交通安全分科会）の構成団体に送付し、内容の確認と意見書の提出を依頼します。

これに基づき、事務局において合同点検を実施する箇所を設定します。（4月頃）そして、関係機関による合同点検を実施します。（4～6月頃）合同点検で決定した対策案等を本協議会（交通安全分科会）にて報告し、承認されることによって対策を決定します。この決定に沿って効果的な通学路の安全対策の実施に向けて取り組んでいきます。（9月頃）

奈良市通学路安全推進協議会（交通安全分科会）は警察署の管轄地域により三つのグループに分け実施し、各メンバーは以下のとおりとします。

奈良警察署管轄地域	奈良西警察署管轄地域	天理警察署管轄地域
奈良市教育委員会	奈良市教育委員会	奈良市教育委員会
奈良市立小学校代表者	奈良市立小学校代表者	奈良市立小学校代表者
奈良市PTA代表者	奈良市PTA代表者	奈良市PTA代表者
奈良市立中学校代表者	奈良市立中学校代表者	奈良市立中学校代表者
自治連合会代表者	自治連合会代表者	自治連合会代表者
自治会代表者	自治会代表者	自治会代表者
奈良警察署	奈良西警察署	天理警察署
国土交通省奈良国道事務所	国土交通省奈良国道事務所	国土交通省奈良国道事務所
奈良県奈良土木事務所	奈良県奈良土木事務所	奈良県奈良土木事務所
奈良市建設部道路建設課	奈良市建設部道路建設課	奈良市建設部道路建設課
奈良市建設部道路維持課	奈良市建設部道路維持課	奈良市建設部道路維持課
奈良市危機管理課	奈良市危機管理課	奈良市危機管理課

(4) 合同点検の実施

小学校区別に教育委員会、学校関係者、道路管理者、警察、自治連合会、自治会等が参加する合同点検を2年に1回行います。（小学校区を4ブロックに分け、毎年2ブロックごとに点検を実施）

効率的・効果的に合同点検を行うため、奈良市通学路安全推進協議会（交通安全分科会）で設定された箇所の合同点検を実施します。

(5) 対策案の検討

合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、通学路変更、交通安全教育及び見守り支援のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(6) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの（ラインの塗替え、路面標示の設置等）については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置等）については可能な限り暫定的な対策を講じます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置改善した後、教育委員会及び学校により改善箇所の説明、対策内容を児童、生徒、関係保護者に対しお知らせすることで施設の効果的な運用を図ります。

#### （7）対策効果の検証と対策の改善・充実

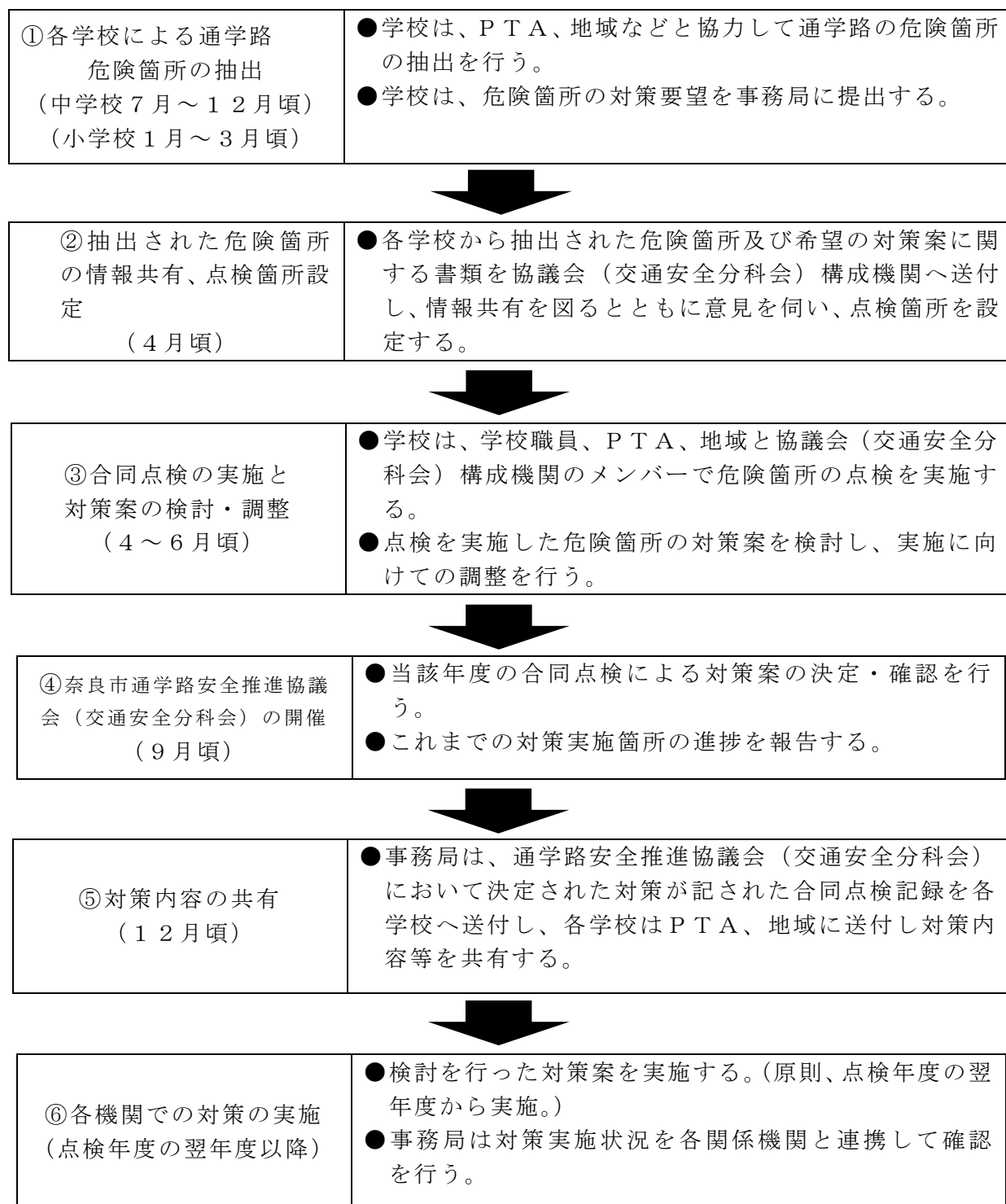
合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、学校関係者への聞き取り等や次回の通学路交通安全プログラムに同箇所が危険箇所として報告されるかどうかにより把握し、対策内容の改善や充実を図ります。また、地権者との交渉が必要な箇所については、地元自治会等の協力を得ながら対策を講じます。

#### 4. 対策箇所一覧表の公表

小学校区ごとの対策内容及び対策実施状況については奈良市のホームページに掲載します。



## 5. 通学路の安全対策実施のための事務手続きの流れ



## 6. 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、小学校・中学校が指定する通学路とします。

## 防犯分科会

### 1. 奈良市通学路安全推進協議会（防犯分科会）の目的

平成30年5月、新潟市で下校途中の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという、大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件を受け、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「登下校防犯プラン」では、登下校時における総合的な防犯対策の強化を目的とし、警察、教育委員会、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域ボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を構築することが求められています。

そこで、登下校時の児童生徒の安全対策を目的として、これまで交通安全に限定された機関で構成されていた「奈良市通学路安全推進協議会」に、防犯に関する機関で構成する「防犯分科会」を設置し、登下校時における防犯対策について協議します。

### 2. 奈良市通学路安全推進協議会（防犯分科会）構成メンバー

#### 教育関係

- ・奈良市教育部（いじめ防止生徒指導課、保健給食課、地域教育課、学校教育課）
- ・市小中学校長会代表
- ・市PTA連合会代表

#### 防犯関係

- ・警察署生活安全課（奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署）
- ・奈良市危機管理課

#### 関係団体等

- ・奈良市自治連合会代表
- ・奈良市少年指導協議会代表

### 3. 登下校時における児童生徒の安全の課題

- (1) 児童生徒の被害は登下校、特に下校時（15～18時）に集中しており、犯罪件数が減少する中、下校時の児童生徒の被害件数は横ばいで推移しています。
- (2) 「地域の子供は地域で守る」という観点から、各地域において多岐にわたる努力がなされてきましたが、防犯ボランティアの高齢化や担い手の不足といった課題があります。また、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難になってきたことから、従来の見守り活動に限界が生じ、いわゆる「見守りの空白地帯」が生じており、この「見守りの空白地帯」における児童生徒の危険を取り除くための総合的な防犯対策の強化が求められています。

#### 4. 本分科会で共有・協議すべき取組

##### (1) 地域における連携の強化

登下校時における防犯対策を協議の対象とし、関係者が集まり、防犯対策について意見交換・調整を行います。

各市立小学校区において、見守り活動に関する団体間の連携強化を図るための意見交換や調整の場を設け、実施報告書の提出を求めます。各小学校区で協議した内容について共有を図ります。

##### (2) 通学路における防犯環境整備

通学路における危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげるとともに、危険箇所の重点的な警戒・見守りを行います。

##### (3) 不審者情報の共有と迅速な対応

- ・「ナポくんメール」による不審者情報の配信
- ・「なら子どもサポートネット」による不審者情報の配信

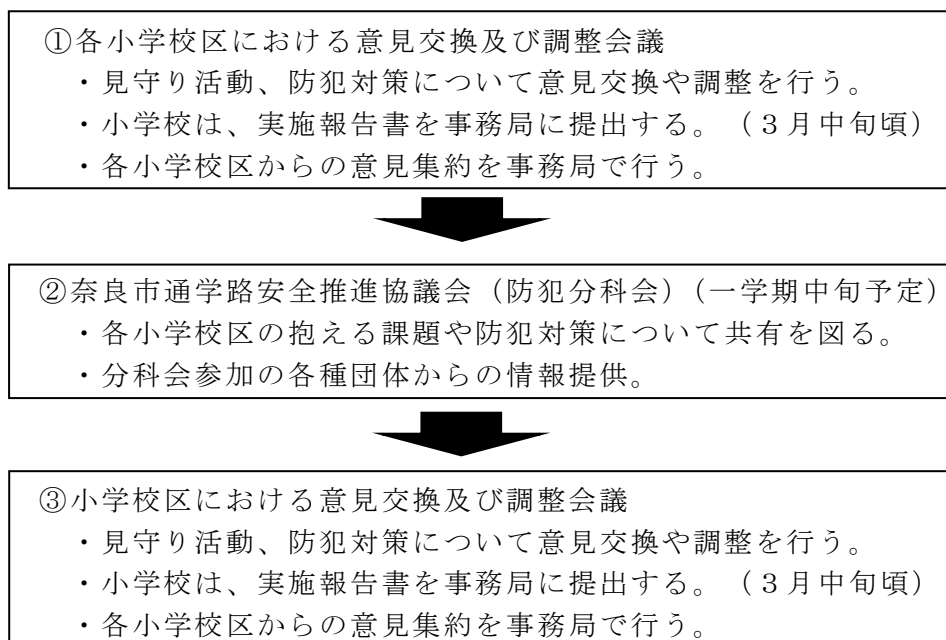
##### (4) 多様な担い手による見守りの活性化

- ・「ながら見守り」の推進
- ・青色防犯パトロール車両による見守り活動
- ・「子ども安全の家標旗」「危険防止用旗」の設置

##### (5) 児童生徒の危険回避に関する対策の促進

- ・防犯教育の充実
- ・登下校見守りシステムの活用

#### 5. 本分科会の流れ



※内閣府や県の動向によって、臨時分科会の開催をする場合があります。